

●香川県選挙管理委員会告示第15号

平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。
令和7年7月1日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

市町名	施設の名称		施設の所在地
略			
三木町	略		
	津柳地区コミュニティセンター	略	
	鹿庭コミュニティセンター	<u>木田郡三木町大字鹿庭乙255番地1</u>	
	三木共同福祉施設	略	
	略		
略			

改正前

市町名	施設の名称		施設の所在地
略			
三木町	略		
	津柳地区コミュニティセンター	略	
	鹿庭コミュニティセンター	<u>木田郡三木町大字鹿庭乙255番地</u>	
	三木共同福祉施設	略	
	略		
略			